

高齢者等介護総合条例の一部改正について

市民部 介護・医療・年金室

- ◆令和7年度税制改正(以下「税制改正」という。)において、給与所得控除の最低保障額について、55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われました。
- ◆この結果として、被保険者本人が非課税者となるなど、被保険者の介護保険料の所得段階に移動が生じることにより保険料が下がり、第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)における保険料収入が減少する可能性があります。
- ◆このため、保険者の責めに帰さない保険料収入不足をできる限り防止する観点から、介護保険法施行令において、第1号保険料の算定に当たり、税制改正前と同様の判定となるよう特例を設ける改正が行われたことに伴い、本市高齢者等介護総合条例の一部を改正するものです。

1 条例改正の概要

- ・第1号保険料の所得段階を判定する際に、税制改正の影響により、保険料の所得段階に移動が生じる被保険者については、税制改正前と同様の判定となるよう、当該条例の附則において、「保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例」と「保険料率の算定に関する基準の特例」を設ける。
- ・また、前年度非課税者のうち、税制改正における給与所得控除の見直しにより、非課税の範囲内で令和7年中の就労収入を増加させた者にとっては、今般の改正によって課税者とみなされることにより、意図せず介護保険料が増額されてしまうため、そのような者への救済措置として、前年度非課税者が申請によらず減免が受けられるよう、当該条例の附則において「保険料の減免の特例」を設ける。
- ・今回の改正は、第9期介護保険計画(令和6～8年度)における一時的な保険料収入不足を防ぐ趣旨で行うものであるため、令和8年度限りの措置となる。令和9年度以降は新たな介護保険事業計画期間となり、令和7年度見直し後の所得を基準とした新たな基準が設定されるため、改めて条例改正を行う予定である。

2 施行日

令和8年4月1日